BWA２FC	を	設備規則第49条の29に規定する基地局の無線設備（同条第１項、第２項、第５項及び第７項に規定する基地局の無線設備並びに同条第１項、第２項、第６項及び第７項に規定する基地局の無線設備を除く。） 設備規則第49条の29第１項、第２項、第５項及び第７項に規定する基地局の無線設備
BWA２BS BWA２FC	に	設備規則第49条の６に規定する陸上移動局の無線設備
LPR	を	設備規則第49条の６に規定する陸上移動中継局の無線設備 設備規則第49条の28に規定する陸上移動中継局の無線設備 設備規則第49条の29に規定する陸上移動中継局の無線設備 設備規則第49条の６に規定する陸上移動局の無線設備
CPFBR BW１FBR BW２FBR LPR	に改める。	

○総務省告示第三百十七号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

第１の２の表中

(3)　その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し	備付けの有無の適否を調べる。なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備え付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。

を

(3)　その免許申請書類の写し付書類の届出類等の免許に線局第27項の届し）

に改め、同第１の３の１中「事実の確認」の次に

他の書類 申請書の添の写し、変書の添付書し及び変更書の添付書写し（包括係る特定無	備付けの有無の適否を調べる。なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。

あっては、条の６第３出書の写

「（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）」を加え、同１の次に次のように加える。

一の二　法第27条の６第３項の届出書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合に限る。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
１　届出者の氏名又は名称並びに住所	届出書の写しにより、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
２　無線設備の設置場所	無線設備の設置場所を届出書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
３　送信可能な電波の型式及び周波数	それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を届出書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
４　送信設備の製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号	送信設備ごとに製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を届出書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
５　空中線系	空中線系ごとに、空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向及び給電線（空中線共用装置を含む。）について、届出書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
６　電源設備	電源設備（補助電源又は予備電源、非常電源、発動発電機及び蓄電池を含む。）の区分ごとに届出書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。

第１の３の１の表５の項具体的な検査の実施方法等の欄７中「指定」の次に「（包括免許に係る特定無線局にあっては、届出）」を加える。

○総務省告示第三百十八号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の七号の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

第三項第１号中「事実の確認」の次に「（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）」を加え、同号の次に次の１号を加える。

一の二　法第27条の６第３項の届出書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合に限る。）

点　検　の　項　目	具体的な点検の実施方法等
１　届出者の氏名又は名称並びに住所	届出書の写しにより、その記載事項を照合し、確認する。
２　無線設備の設置場所	無線設備の設置場所を届出書の写しと照合し、確認する。
３　送信可能な電波の型式及び周波数	それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を届出書の写しと照合し、確認する。
４　送信設備の製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号	送信設備ごとに製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を届出書の写しと照合し、確認する。
５　空中線系	空中線系ごとに、空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向及び給電線（空中線共用装置を含む。）について、届出書の写しと照合し、確認する。